

## 知名町から 転出 される皆様へ

転入届は、新しい住所地に住み始めた日から **14日以内** に

■転出証明書 ■印鑑 ■身分証明書（運転免許証等） ■マイナンバーカード（お持ちの方のみ）

（※代理人の場合は委任状）

をお持ちのうえ、新住所地の市町村で手続きしてください

転出に伴う主な手続き		担当課	新住所地での手続き	
1 印鑑登録	印鑑登録証（カード）をお返しください	町民課	必要な方は新たに手続きをしてください	
2 離島航空割引カード	カードをお返しください		必要な方は新たに手続きをしてください	
3 国民年金に加入している	知名町での手続きはありません		年金手帳を持参され窓口でおたずねください	
4 国民年金をもらっている			年金証書を持参され住所変更の手続きをしてください	
5 認定こども園・保育園	退所届を提出してください	子育て支援課	個人番号（通知）カード（世帯分）を持参され、入所手続きをしてください	
6 子ども医療費助成	資格喪失手続きをしてください		健康保険証・印鑑・個人番号（通知）カード（両親分）・通帳を持参され手続きをしてください ※課税証明書が必要な場合もございますので、転入先の自治体にご確認ください	
7 ひとり親家庭医療費助成			印鑑・個人番号（通知）カード（両親分）・健康保険証・通帳を持参され手続きをしてください ※児童と別居の場合…児童の個人番号（通知）カードも必要です	
8 児童手当 ※公務員分を除く（公務員の方は、勤務先にご確認ください）	消滅届を提出してください		県外等転出届又は住所変更届の手続きをしてください	
9 （特別）児童扶養手当	県外等転出届又は住所変更届を提出してください	※その他、子育て支援課では療育施設・療育手帳・未熟児養育医療・子育て支援金等の該当者についても手続きが必要です。		
10 国民健康保険被保険者証	資格喪失手続き・④手続きをしてください 保険証・資格確認書をお返しください	保健福祉課	加入手続きをしてください ④手続きをされた方は加入手続き不要です	
11 後期高齢者医療被保険者証	県外への転出の場合⇒保険者証または資格確認書をお返しください 県内への転出の場合⇒住所変更手続きをしてください		県外への場合⇒新たに加入手続きをしてください (知名町から発行された「負担区分等証明書」を提出してください) 県内への場合⇒住所変更手続きをしてください	
12 介護保険	介護保険被保険者証をお返しください 介護保険受給資格証明書をお受け取りください		介護保険被保険者証の交付を受けてください 介護保険受給資格証明書・健康保険証を持参され、要介護（支援）認定申請をしてください	
13 障がい関係	知名町での手続きはありません		新たに加入手続きや住所変更手続きをしてください	
14 重度心身障害者医療費助成金を受給している	資格喪失届を提出してください	教育委員会	各種障害者手帳・印鑑・通帳を持参され手続きをしてください	
15 公立小中学校に在学している児童生徒がいる	・在学証明書・教科書無償給与証明書を学校からお取り寄せください。		・在学証明書・教科書無償給与証明書・入学通知書（新1年生） ・就学前健康診断結果通知書（新小学1年生）を提出して下さい	
16 オートバイ（50cc～125cc）を持っている	ナンバープレート・印鑑を持参のうえ、抹消手続きをしてください 廃車証明書をお受け取りください		廃車証明書・印鑑を持参され、ナンバープレートの手続きをしてください	
17 軽自動車を持っている	知名町での手続きはありません	税務課	住所変更手続きをしてください	
18 水道及び下水道	使用中止の手続きをしてください		使用開始の手続きをしてください	